令和８年（フ）第１４８５号
神奈川県大和市福田1316番地５　モカハイムＢ201
債務者　望月紗也加
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５３３号
横浜市中区長者町８丁目133番地　ロックヒルズⅨ　404号室
債務者　下野　誠司
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６２４号
横浜市神奈川区白幡東町26番１―306号
債務者　増田　照子
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５９号
神奈川県茅ヶ崎市中島866番地１　レオパレス道101
債務者　水元　　葵
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６８６号
横浜市戸塚区舞岡町1093番地４　モアクレスト戸塚602号
債務者　横田　健太
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８４５号
横浜市緑区いぶき野59番地５　ヒルトップハイツ105号
債務者　菊池　寛明
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８５６号
横浜市中区松影町３丁目９番地５　第３平成館607号室
債務者　岡本　直人
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８７８号
神奈川県海老名市杉久保南３丁目13番28号
債務者　山下　真以
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９１８号
横浜市瀬谷区宮沢２丁目66番地７　フォープレックス102号
債務者　山崎　雅治
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３１７号
新潟市江南区茜ケ丘３番６号　パレス茜ケ丘204
債務者　権平　慎次
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１８号
新潟県燕市吉田文京町17番11号　市営住宅105号
債務者　柏木茉莉亜
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３１９号
新潟市東区竹尾３丁目20番11号　前田借家
債務者　赤松　紅美
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３２３号
新潟市北区早通南５丁目１番４―12号
債務者　小林　友美
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３３９号
新潟市西区四ツ郷屋2624番地20
債務者　山賀　香澄
１　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９５号
山梨県甲斐市富竹新田842番地６
債務者　加藤　　寛
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２２２号
山梨県甲府市幸町28番８号
債務者　鈴木　理美
１　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１５５号
長野県松本市寿北５丁目３番３号　リンピア2000寿202号
債務者　石塚　裕也
１　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
　　長野地方裁判所松本支部